

ひょうご国際プラザ 交流スペースの利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひょうご国際プラザの管理及び運営に関する規程第3条第3号に基づき、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）が管理するひょうご国際プラザ交流スペース（以下「交流スペース」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 交流スペースを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1. 兵庫県内において、国際交流関連分野で継続的に活動している非営利の団体又はグループ
2. 兵庫県内の学術関係機関に属する者
3. その他協会が協会の事業目的と関連性を有すると認める者

(利用目的)

第3条 交流スペースは、展示及び展示に関連するワークショップ等の小規模なイベントの実施を目的として利用できる。交流スペースで展示できる内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県民の国際理解、国際交流・協力及び多文化共生に係る活動を促進、又は支援するものであること。
- (2) 宗教活動又は政治活動に関するものでないこと。
- (3) 公序良俗に反するものでないこと。

(利用日)

第4条 交流スペースを利用することができる日は、次に掲げる休館日を除く日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (4) 台風等の自然災害又は感染症の流行等により IHD センターが閉館する日
- (5) その他協会が定める臨時の休館日

(利用時間)

第5条 交流スペースの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時30分までとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は、原則として月曜日から金曜日までの5日間を一単位とし、最長二単位までとする。

(利用申込)

第7条 利用を希望する者は、利用申込書（様式第1号、以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、利用希望日の2か月前までに協会へ提出しなければならない。

(利用の承認)

第8条 協会は、申込書の内容を審査し、利用を承認したときは、交流スペース利用証（様式第2号、以下「利用証」という。）を交付するものとする。協会は、申込内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して利用を承認しない旨を利用希望者に通知するものとする。

- (1) 申込内容に虚偽があるとき。
- (2) 協会の運営目的に合致しないと認められるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 宗教活動を目的とするとき。

- (5) 政治活動を目的とするとき。
- (6) 交流スペースの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (8) その他交流スペースの管理上支障があるとき。

(利用証)

第9条 利用者は、利用日に利用証を持参し、協会から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(利用内容の変更)

第10条 利用者は、利用内容を変更しようとするときは、利用日の3日前までに、利用内容変更届（様式第3号、以下「利用内容変更届」という）に交付済みの利用証を添えて協会へ提出し、その承認を受けなければならない。協会は、その変更がやむを得ないものと認めるときは、これを承認する。

また、利用者は、団体名称や住所等に変更が生じたときも、速やかに利用内容変更届を協会へ提出しなければならない。

(利用の取消)

第11条 利用証の交付を受けた利用者が、交流スペースの利用を取り消そうとするときは、利用日の5日前までに、利用取消届（様式第4号、以下「利用取消届」という。）に交付済の利用証を添えて、協会へ提出しなければならない。

(搬入・展示設営・搬出)

第12条

- (1) 搬入、展示設営及び搬出は、利用時間内に、利用者の責任及び費用負担により行うものとする。
- (2) 利用者は、利用証に記載された備品を無料で使用することができる。
- (3) 設営に必要な消耗品（両面テープ、ガムテープ、筆記用具等）及び備付け備品以外の展示に係る物品は、利用者が用意するものとする。
- (4) 利用者は、貸出備品以外を使用して特別な設備又は装飾を行おうとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。
- (5) 搬入又は搬出に係る駐車場利用料金は、利用者が負担するものとする。
- (6) 搬入又は搬出に係る荷物の受渡しは、利用者の責任において行うものとする。
- (7) 展示期間中に発生したごみ類は、利用者が持ち帰るものとする。

(利用承認の取消)

第13条 協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認の取消し、承認条件の変更又は利用停止を行うことができる。この場合において、協会は、当該利用者の次回以降の利用を禁止することができるものとする。

- (1) ひょうご国際プラザの管理及び運営に関する規程又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 利用承認後に、第7条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用者の管理責任等)

第14条

- (1) 利用者は、利用期間中、施設及び設備等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。
- (2) 利用者は、施設又は設備等を損傷し、又は紛失したときは、これを原状に復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。
- (3) 展示物等の損傷、盗難又は災害が生じた場合であっても、協会は一切の責任を負わない。
- (4) 展示中の監視、受付その他運営に必要な人員は、利用者の責任において配置しなければならない。

- (5) 利用者は、利用後、速やかに展示物を撤去し、利用時間内に原状回復を行わなければならない。

(禁止事項)

第 15 条 利用者は、交流スペースの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲食（ただしペットボトルや水筒など、蓋つき容器での水分補給は可能）
- (2) 火気の使用
- (3) 政治活動、宗教活動又は勧誘行為
- (4) 入場料の徴収、商品の販売、宣伝等の営業行為
- (5) 付属設備、貸出備品等の破損、汚損又は持ち去り
- (6) 展示用に持参した物品（展示物を含む。）の廃棄
- (7) 騒音その他来場者に迷惑を及ぼす行為
- (8) 協会の職員に対する社会通念上許容される範囲を超える言動
- (9) その他協会が不適切と認める行為

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。